

病院事業だより

⑩市立病院における地域医療連携室の役割

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

■市立3病院における地域医療連携室の役割

地域医療連携室では、市立3病院への円滑な受診や入院を支援する「前方連携」と、退院に向けた調整などの「後方連携」をしています。

前方連携では、他の医療機関との連携を推進するために、医療機関向けの広報紙や外来医師担当表を発送するなど、当院の情報発信や、他の医療機関から転院受け入れの際の相談窓口となっています。後方連携では、病気やけがが原因で要介護状態となったり、後遺障害が残った場合などに、患者や家族と院内外の関係する部署との連携を図り、各種福祉制度の利用のほか、在宅療養や施設入所、転院などの支援や調整をしています。

また、医療・介護・福祉の連携を図るため、地域の医療や介護などの関係者が集まる意見交換会を開催したり、他機関が主催する会議や研修会に参加したりするなど、「地域包括ケア体制」と「地域共生型社会」の構築に向けて取り組んでいます。

【問い合わせ】登米市民病院管理課 ☎0220(22)5511

Interview



市民病院地域医療連携室
高橋 翼
室長補佐兼地域医療連携係長

登米市民病院の地域医療連携室では、専任の社会福祉士と退院調整看護師が、患者や家族の相談に応じ、経済的・心理的・社会的問題の解決調

整、社会復帰を支援しています。具体的には、患者や家族の話を伺う中から、解決の糸口を探り、院内の他職種と協働して対応しています。また、院内で対処しきれない問題については、院外の機関や施設などと連絡を取り合いながら、病気やけがによって生じたさまざまな心配事に対する相談や援助をしています。相談窓口は、市民病院の本館1階に設置していますので、気軽にご相談ください。

地域医療連携室の紹介

医療機関向けの広報紙の発行や紹介状の管理



地域医療意見交換会の開催



在宅療養後方支援体制、医科歯科連携の窓口

【在宅療養後方支援体制】在宅療養している患者や家族が安心して自宅で過ごせるように、在宅医療を提供する医療機関と市立病院が連携して診療を行う仕組みです

【医科歯科連携】手術期や抗がん剤治療時などの口腔ケアの充実を目的に、地域の歯科医療機関との連携を推進しています

千葉雅弘病院事業管理者が3月31日に任期満了で退任しました。千葉氏は、平成31年4月から4年にわたり本市の病院事業管理者を務め、地域医療の充実に尽力しました。



千葉雅弘病院事業
管理者が退任

4月1日付けで、病院事業管理者に松本宏氏(67)が就任しました。任期は、令和9年3月31日までの4年間です。
【略歴】昭和30年宮城県塩竈市生まれ。岩手県立大船渡病院、東北大学医学部、古川市民病院などを経て、平成25年から登米市民病院副院長、27年に院長、28年4月から医療局長兼登米市民病院院長を歴任。



松本宏氏が病院事業
管理者に就任

Information 06

医療局職員を募集します

職種	採用予定	受験資格	試験日	申込期間	合格発表
臨床検査技師	1人程度	昭和63年4月2日以降生まれで、臨床検査技師の免許を有する人または令和6年3月31日までに卒業する見込みで免許取得見込みの人	5月14日(日)	4月10日(月)～4月30日(日)	5月26日(金)
診療放射線技師	1人程度	昭和63年4月2日以降生まれで、診療放射線技師の免許を有する人または令和6年3月31日までに卒業する見込みで免許取得見込みの人			
理学療法士	1人程度	理学療法士の免許を有する人または令和6年3月31日までに卒業する見込みで免許取得見込みの人			
看護師	25人程度	▶免許保有者＝昭和49年4月2日以降生まれの人 ▶免許取得見込者＝昭和59年4月2日以降に生まれ、令和6年3月31日までに卒業・免許取得見込みの人 ※長期勤続によるキャリア形成の観点から応募資格に年齢制限を設けています	第1回 5月14日(日)	4月10日(月)～4月30日(日)	5月26日(金)
			第2回 7月30日(日)	5月1日(月)～7月14日(金)	8月10日(木)
			第3回 10月29日(日)	7月15日(土)～10月13日(金)	11月10日(金)

※採用予定人員は変更することがあります。採用は令和6年4月1日(免許取得見込みは5月1日)の予定です
※郵送での申し込みは、受付期間中の消印のものに限ります
※看護師は合格者が採用予定人員に達した場合、次回以降の採用試験の開催を中止する場合があります

【試験会場】登米市民病院・地域医療連携センター(多目的ホール)

【試験科目】小論文試験(1時間)、人物(面接)試験、健康診断、資格調査

【受験申込書の配布】申込書は、医療局経営管理部経営管理課で配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「(応募職種名)採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を記入し120円切手を貼った返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。申込書は、登米市医療局のホームページからもダウンロードできます

【合格発表】市公式ホームページに受験番号を掲示し、受験者に結果を郵送で通知します

【申し込み・問い合わせ】医療局経営管理部経営管理課(人事係)

〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中25番地 / ☎0220(21)6888

Information 07

登米市犯罪被害者等支援条例を制定しました

誰もが、ある日突然、犯罪の被害者やその家族、遺族(犯罪被害者等)になる可能性があります。犯罪被害者等は、生命を奪われたり、傷害を負われたりといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応による間接的な被害にも苦しめられるなど、精神的・経済的にも厳しい状況に置かれ、日常生活を送ることが困難となる場合も少なくありません。

市では、犯罪被害者等の支援に関し、市民の皆さんに寄り添った支援を総合的に推進し、受けた被害の早期の回復と軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、登米市犯罪被害者等支援条例を制定し、4月1日から施行しています。二次的被害を防止するためにも、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解いただき、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮願います。

■犯罪被害者等支援のための主な施策

【総合的窓口の設置】犯罪被害者等の相談窓口、情報提供、支援内容などを案内します。窓口は、市民生活部市民

生活課市民総務係です

【見舞金の支給】犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します

【対象者】登米市に住民登録がある人で、故意の犯罪行為により被害を受けた人またはその家族など

【見舞金の区分】

見舞金の種別	支給対象者	支給額	備考
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した人の遺族である市民	30万円	
傷病見舞金	犯罪行為により傷病の被害を受けた市民	10万円	医師の判断により療養の期間が1月以上であること
その他見舞金	遺族見舞金または傷病見舞金と同じ	各上限10万円	①検案書料を除く死体検案費用②住宅などの特殊清掃費用

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118